令和5年度 高齢者生きがい・健康づくり支援事業助成金交付要綱

1 目的

高知県の高齢化率は、2025年には35%を超え、高齢者世代が地域でいきいきと健康に暮らすことがますます望まれます。

本事業は、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業に対し助成することにより、活力ある健康長寿県づくりに寄与することを目的としています。

2 交付条件

- ・高知県内に活動拠点があり、概ね半数以上が60歳以上の方で構成される団体が実施する 事業であること。
- ・当該申請案件に関して、他の助成金を受けていないこと。

3 対象事業

高齢者の生きがい・健康づくりを推進する内容であり、かつ、活動への参加が広く一般に 開放され、公益の増進が期待できる下記の(ア)、(イ)のような事業が対象となります。

- (ア) 住民を中心とした地域活動の基盤づくりを目的とする事業
 - ・サロン、ミニデイ活動などによる住民同士のつながりづくり
 - ・独居高齢者やひきこもりがちの方達も参加できる地域での居場所づくり
 - ・清掃などのボランティア活動を通した地域貢献 など
- (イ) 個人の健康や技術力向上等を通じた福祉の機運づくりを目的とする事業
 - ・スポーツや体操など、運動による仲間との生きがい・健康づくり
 - ・健康マージャンや将棋など、脳トレによる仲間との生きがい・健康づくり
 - ・研修事業による参加者の知識力、技術力向上
 - ・料理教室を通した仲間との生きがい・健康づくり など

【注意事項】

(ア) について

団体及び事業内容については、県・市町村、または所在地の市町村社会福祉協議会の 推薦を受けるものとします。

※(ア)、(イ)ともに新規事業及び既存事業の拡大を図る事業、または財源確保等、当該 団体自身が努力している事業を優先します。

なお、当該助成金の交付を過去に受けている同一事業は、申請額を調整のうえ助成を 決定する場合があります。

4 対象経費

助成対象事業に要する諸謝金、旅費交通費、消耗器具備品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、手数料、保険料、賃借料。

- ※団体構成員への諸謝金、旅費交通費、保険料等の支出は、対象外です。
- ※消耗器具備品費は、申請事業の実施に必要な支出に限ります(大会、イベント時の景品代は 対象外です)。
- ※事業実施に必要な新型コロナウイルス感染・拡大防止のための消耗品(非接触型体温計、 飛沫防止シート等)については、マスク等本人が負担すべきものを除き、事業経費と合わせ 助成します。
- ※食糧費については対象外です(ただし、世代間交流を目的とした料理教室等、事業の目的を 達成するための食材費は対象となる場合があります)。
- ※手数料については、団体への登録料・加盟料は対象外となります。
- ※助成金申請事業が研修等の場合、バスの賃借料、旅費交通費につきましては、原則、受益者 負担とします。
- ※原則として、交付決定後の使途の変更は認められません。

5 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

6 助成額

1団体5万円まで。ただし、審査の結果、申請額から減額のうえ助成を決定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 申請について

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)で申請してください。また、団体の活動内容が分かるものがある場合、(会則、過去に実施した事業の写真・チラシ等)添付してください。
- (2)申請受付締め切り日:令和5年5月12日(金)17時必着
- (3)申請書送付先

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 いきいきライフ推進課 助成金担当宛

8 助成団体の決定

提出された助成金交付申請書等の内容を審査のうえ決定します。

なお、決定にあたっては内容の確認のためお問い合わせする場合や、来場または郵送等により 申請書類の修正を行っていただく場合があります。

結果については、後日、郵送により通知します。(6月上旬予定)

※概算交付請求書(第2号様式)、事業実績報告書(第3号様式)、及び助成事業中止申請書 (第4号様式)は、交付決定通知と合わせてご郵送します。

9 助成金の概算交付

交付決定後、助成金の概算交付を受けようとするときは、概算交付請求書(第2号様式)と振 込先通帳のコピー(通帳表,見開き1ページ目の計2部)を高知県社会福祉協議会に提出してく ださい。また、振込先を正確に記載してください。

10 実績報告

事業完了後1ヶ月以内または当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに事業実績報告書(第3号様式)を高知県社会福祉協議会に提出してください。

(ここでいう事業完了後とは、支出総額が助成決定額を超えた時点を指していますので、添付 書類等が整い次第、速やかに報告書を提出してください)

また、報告書には活動の様子が分かる写真またはチラシの他、<u>対象経費の支出にかかる証拠書</u>類(領収書またはレシート等)を添付してください。(写し可)

(講師への謝金等については、団体・サークルの代表や会計責任者による支出証明書は当該事業 における証拠書類に該当しませんので、必ず、講師氏名、住所を記載のうえ押印がされた領収書 を添付してください)

※新型コロナウイルス感染・拡大等の特段の事情により、事業を中止する場合は、助成事業中止申請書(第4号様式)を速やかに高知県社会福祉協議会に提出してください。

11 個人情報について

各種様式により提出いただいた個人情報は当会にて適切に管理します。また、本事業に関する 連絡のほか、生きがい・健康づくりに関する各種案内にも利用いたします。

12 その他 (依頼事項)

- ・地域福祉の向上を目的に、団体情報(団体名、団体の概要等、本申請にかかるものに限る) を所在地の市町村社会福祉協議会等に対し、提供させていただく場合があります。
- ・特徴的な活動をされている団体については、本会発行の広報誌等に掲載するための取材を させていただく場合があります。
- ・インターネット環境を有している団体であって、高知県社会福祉協議会いきいきライフ推進 課

が管理・運営している情報サイト「高知いきがいネット」に活動情報等を未登録の団体は、原 則、

事業実績報告書提出時に合わせて団体登録届を提出してください。

13 問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 いきいきライフ推進課(担当:川越、武内) 〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 TEL:088-844-9054 FAX:088-844-9411